

会館について

堺市総合福祉会館は、地域福祉を推進する民間の福祉機関・団体の拠点施設として、住民の福祉増進を目的に堺市社会福祉協議会が設置運営する総合的な福祉施設です。講演会、研修会、会議などに使用できます。

また、母子・障害者(児)・老人の各福祉センターを併設し、対象者の社会参加の促進と福祉向上を図っています。

【 】内 定員

階	会議室(貸室)	事務所や相談窓口など
屋上	屋上ひろば	
7階	屋上庭園	ホール調整室
6階	ホール【496】 第4会議室【24】 第5会議室【24】 社協特別会議室	
5階	大研修室【144】	堺市職員能力開発センター (第1・2・3A・3B研修室、セミナールーム)
4階	第3会議室【54】 和室【32】 研修室【30】 老人福祉センター 大広間 和室1・2	堺市権利擁護サポートセンター 堺市社協 日常生活自立支援事業窓口 堺市生活・仕事応援センター すてっぷ堺 堺市老人クラブ連合会 老人福祉センター 事務室 娯楽室
3階	第2会議室【45】 ブレイルーム 創作室 ラウンジ	堺市ファミリー・サポートセンター 堺障害者団体連合会 生活支援センター しんしょうれん 地域活動支援センター くらすメイト 堺市遺族会
2階	第1会議室【45】	堺市社協 包括支援センター統括課 堺市民活動サポートセンター (ミーティングルーム1 ミーティングルーム2) 堺市市民活動コーナー 堺市母子寡婦福祉会
1階	総合案内 会館事務室	堺市社協 事務局 資金貸付窓口 ボランティア・市民活動ギャラリー
地下	地下駐車場	平地……7台、障害者用4台、軽5台 立体……17台(車高155cm以下のみ)

堺市総合福祉会館案内図



※駐車場・駐輪場が狭いため、電車、バスをご利用ください。
南海高野線「堺東駅」下車700m

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号

TEL.072-222-7500

FAX.072-221-7409

建物の概要

名称：堺市総合福祉会館

設置運営：社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

構造規模：鉄筋コンクリート造 地下1階地上7階塔屋付

建築面積：1,420.55㎡

竣工：昭和61年(1986年)7月31日

堺市総合福祉会館



社会福祉法人
堺市社会福祉協議会

ご利用について

開館時間 9:00～21:00

貸館休館日 第2・第4月曜日（祝祭日の場合は翌日）
および祝祭日
年末年始（12月29日～1月3日）

受付時間 9:00～17:00（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

利用の申込み

- 所定の申込用紙でお申込みください。
 - 使用時間は、9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～21:00の3区分です。
 - より多くの団体にご利用いただくため、使用回数に制限を設ける場合があります。
 - 電話・ファックス・郵送・口頭での利用申込手続には対応致しかねます。
 - 使用料（会議室・冷暖房費）は、お申込時に納めていただきます。
- 天災地変、交通機関の途絶、公衆衛生上支障があると判断される場合などの不可抗力によって、使用停止等が生じた結果による損害については、その責任を負いかねます。
- 会議室および機器・備品について、不測の事態や故障により期待された利用が出来ない場合は、該当の使用料の全額還付をもって上限の補償とさせていただきます、それ以上の責任は負いかねます。



大研修室（定員144人）

受付開始日

施設名称	社会福祉協議会正会員	その他の団体等
会議室 和室	使用日6ヶ月前に 応募する月の初日から	使用日3ヶ月前に 応募する月の初日から
大研修室 ホール	使用日12ヶ月前に 応募する月の初日から	使用日6ヶ月前に 応募する月の初日から

※毎月1日（土・日・祝の場合、翌日）に抽選を行います。



第1会議室（定員45人）



和室（定員32人）



ホール（定員496人）

ホール使用について

- 6階ホールの使用は、使用日の1ヶ月前までに**ホール係員**と打ち合わせが必要です。
（必要な付属設備等の使用料の概算見積をさせていただきます。）
- 非常時の避難誘導等のため、入場者100人に1人の避難誘導員名簿をご提出ください。

留意事項

- 使用当日に使用許可書を、1階会館管理室にお示しください。
- 使用時間には、会場の準備、入退場及び後始末に要する時間が含まれています。
- 消防法の規定に従い、収容定員以上の入場は出来ません。
- 館内は「禁煙」です。喫煙は所定の場所をご利用ください。
- 飲食を主とした催しには使用できません。
※6階ホールについては、飲食厳禁です。
- 催物に必要な事務用品等の消耗品については使用者でご用意ください。
- ゴミは主催者が責任をもって、お持ち帰りください。
- 原則として、物品の展示・販売、チラシ等の配布・宣伝及び撮影・録音・寄付行為等はできません。ただし、主催者から事前に申請があり、営利を主たる目的としないと判断できるなど、福祉会館の設立主旨に沿ったものに限り、許可する場合があります。
- 館内・館外での掲示、展示等はすべて許可が必要です。
- 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品（煙火物・爆発物等）や動物（補助犬等を除く）などを持ち込まないでください。
- 主催者は、使用する会議室又は付属設備その他器具備品等について、責任を持って管理してください。破損・滅失したときは、弁償していただくこととなります。
- 緊急時等、職員の指示には従ってください。

許可・制限 ※次の場合は使用許可を取り消しまたは停止します。

- 公の秩序・風俗をみだし、またはそのおそれがあるとき。
- 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- 建物または付属設備その他器具備品等を破損し、または滅失するおそれがあるとき。
- 入館者や近隣社会に迷惑をおよぼし、または警備を要請する事態が生じると判断したとき。
- 会館の管理上支障があると認められるとき。
- 使用申込書の事項にいつわりがあったとき。
- 使用の権利を譲渡したり、転貸したとき。
- 使用の許可条件に違反したとき。